

### 佐賀県規則第43号

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<b>様式第34号の2</b>	<b>様式第34号の2</b>																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">非課税利用の区分</td> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     該当する番号に ○を付けてくださ い。                 </div> </td> <td>6 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技又はその公式練習のための利用（<u>地方税法附則第12条の2</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		非課税利用の区分	1～5 略	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     該当する番号に ○を付けてくださ い。                 </div>	6 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技又はその公式練習のための利用（ <u>地方税法附則第12条の2</u> ）	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">非課税利用の区分</td> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     該当する番号に ○を付けてくださ い。                 </div> </td> <td>6 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技又はその公式練習のための利用（<u>地方税法附則第12条の2の2</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		非課税利用の区分	1～5 略	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     該当する番号に ○を付けてくださ い。                 </div>	6 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技又はその公式練習のための利用（ <u>地方税法附則第12条の2の2</u> ）	略	
略																	
非課税利用の区分	1～5 略																
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     該当する番号に ○を付けてくださ い。                 </div>	6 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技又はその公式練習のための利用（ <u>地方税法附則第12条の2</u> ）																
略																	
略																	
非課税利用の区分	1～5 略																
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">                     該当する番号に ○を付けてくださ い。                 </div>	6 国際競技大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技又はその公式練習のための利用（ <u>地方税法附則第12条の2の2</u> ）																
略																	
注 略	注 略																
<b>【特別徴収義務者確認欄】</b>	<b>【特別徴収義務者確認欄】</b>																
略	略																

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。